

基安計発第 0330001 号

基安化発第 0330001 号

平成 21 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

計 画 課 長

化学物質対策課長

(契印省略)

石綿届出等点検指導員の配置等に関して留意すべき事項について

石綿届出等点検指導員（以下「指導員」という。）の配置等については、平成 21 年 3 月 30 日付け地発第 0330010 号・基発第 0330026 号「石綿届出等点検指導員の配置について」により指示されたところであるが、その運用に当たっては、指導員の職務が円滑に行われ、かつ、実効あるものとなるよう、職務の遂行に必要な関係資料の提供、研修の実施等を行うとともに、下記事項に留意の上、その運用に当たって遺漏なきを期されたい。

記

1 指導員の配置

指導員は、労働基準監督署に配置すること。

2 指導員の勤務日数及び報酬額

指導員の勤務日数は 1 箇月あたり 8 日とし、報酬額は日額 8,730 円とすること。

3 指導員の委嘱

指導員の委嘱に当たっては、石綿除去作業等に係る計画届又は作業届の点検及び指導、石綿による健康障害の防止するための対策等に係る技術的事項についての相談及び指導

を行うという職務上、労働衛生コンサルタント、企業の安全衛生管理の経験者、行政経験者等、幅広い分野からの登用に留意すること。

4 指導員の業務

- (1) 「石綿届出等点検指導員執務準則」の4の「署長が指名する者」は、原則として、労働基準監督署安全衛生担当課長とすること。
- (2) 上記の者は、指導員の業務が効果的に行われるよう、必要に応じ、指導員に対する具体的な指示及び労働基準監督機関が行う業務との調整等を行うこと。

5 その他

指導員には、「石綿届出等点検指導員設置要領」に定める石綿届出等点検指導員証票（以下「指導員証票」という。）を交付するとともに、「石綿届出等点検指導員規程」及び「石綿届出等点検指導員執務準則」を配布すること。

なお、指導員証票を交付する際には、別紙1を指導員に配布するとともに、別紙2の管理簿による管理を行うこと。

別紙 1

石綿届出等点検指導員証票について

- 1 石綿届出等点検指導員証票（以下「指導員証票」という。）は、事業場等を訪問するときは必ず携帯し、請求があったときは、いつでも呈示すること。
- 2 指導員証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 指導員証票を紛失したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 4 指導員証票は、有効期間が満了したとき、新たな指導員証票の交付を受けたとき、又は石綿届出等点検指導員を解職されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。

石綿届出等点検指導員証票管理簿

() 労働局

[illegible]